

令和3年第2回（定例会）吉備中央町議会会議録（4日目）

1. 令和3年6月22日 午前 9時30分 開議

2. 令和3年6月22日 午前10時13分 閉会

3. 会議の区別 定例会

4. 会議の場所 吉備中央町議会議場

5. 出席議員

1番	成田賢一	2番	山本洋平
3番	石井壽富	4番	渡邊順子
5番	山崎誠	6番	加藤高志
7番	河上真智子	8番	黒田員米
9番	日名義人	10番	丸山節夫
11番	西山宗弘	12番	難波武志

6. 欠席議員

なし

7. 会議録署名議員

8番	黒田員米	9番	日名義人
----	------	----	------

8. 議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長	杉原宏典	書記	堀恵子
--------	------	----	-----

9. 説明のため出席した者の職氏名

町長	山本雅則	副町長	岡田清
教育長	石井孝典	会計管理者	亀山勝則
総務課長	岡本一志	税務課長	山本敦志
企画課長	片岡昭彦	協働推進課長	根本喜代香
住民課長	小谷条治	福祉課長	奥野充之
保健課長	塚田恵子	子育て推進課長	富士本里美
農林課長	山口文亮	建設課長	高見知之
水道課長	高森学	教委事務局長	石井純子
定住促進課長	荒谷哲也		

10. 議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名について
日程第 2	発議第 2 号	吉備中央町議会会議規則の一部を改正する規則について
日程第 3	発議第 3 号	吉備中央町議会委員会条例の一部を改正する条例について
日程第 4	発議第 4 号	吉備中央町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 5	議案第 3 4 号	押印の見直しに伴う関係条例の整備等に関する条例について
日程第 6	議案第 3 5 号	吉備中央町証明等手数料条例の一部を改正する条例について
日程第 7	議案第 3 6 号	吉備中央町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第 8	議案第 3 7 号	吉備中央町心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例について
日程第 9	議案第 3 8 号	吉備中央町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第 1 0	議案第 3 9 号	吉備中央町介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第 1 1	議案第 4 0 号	吉備中央町火葬場条例の一部を改正する条例について
日程第 1 2	議案第 4 1 号	吉備中央町農林業体験研修棟条例の一部を改正する条例について
日程第 1 3	議案第 4 2 号	財産の取得につき議会の議決を求めることについて
日程第 1 4	議案第 4 3 号	町道路線の廃止について
日程第 1 5	議案第 4 4 号	令和 3 年度吉備中央町一般会計補正予算について
日程第 1 6	議案第 4 5 号	令和 3 年度吉備中央町診療所特別会計補正予算について

(追加日程)

追加日程第1

閉会中の特定事件（所管事務）の調査について

1 1. 会議に付した議案の題目及びその結果

発議第 2号	吉備中央町議会会議規則の一部を改正する規則について	可決
発議第 3号	吉備中央町議会委員会条例の一部を改正する条例について	可決
発議第 4号	吉備中央町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	可決
議案第34号	押印の見直しに伴う関係条例の整備等に関する条例について	可決
議案第35号	吉備中央町証明等手数料条例の一部を改正する条例について	可決
議案第36号	吉備中央町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	可決
議案第37号	吉備中央町心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例について	可決
議案第38号	吉備中央町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	可決
議案第39号	吉備中央町介護保険条例の一部を改正する条例について	可決
議案第40号	吉備中央町火葬場条例の一部を改正する条例について	可決
議案第41号	吉備中央町農林業体験研修棟条例の一部を改正する条例について	可決
議案第42号	財産の取得につき議会の議決を求めることについて	可決
議案第43号	町道路線の廃止について	可決
議案第44号	令和3年度吉備中央町一般会計補正予算について	可決
議案第45号	令和3年度吉備中央町診療所特別会計補正予算について 閉会中の特定事件（所管事務）の調査について	可決 決定

午前 9時30分 開 議

○議長（難波武志君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、8番、黒田員米君、9番、日名義人君を指名します。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第2、発議第2号、吉備中央町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

提出者からの趣旨説明に対し、御意見、御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

意見、質疑なしと認めます。

これで意見、質疑を終わります。

討論を省略し採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（難波武志君）

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、発議第2号、吉備中央町議会会議規則の一部を改正する規則については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第3、発議第3号、吉備中央町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者からの趣旨説明に対し、御意見、御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

意見、質疑なしと認めます。

これで意見、質疑を終わります。

討論を省略し採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（難波武志君）

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、発議第3号、吉備中央町議会委員会条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第4、発議第4号、吉備中央町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者からの趣旨説明対し、御意見、御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

意見、質疑なしと認めます。

これで意見、質疑を終わります。

討論を省略し採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（難波武志君）

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、発議第4号、吉備中央町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第5、議案第34号、押印の見直しに伴う関係条例の整備等に関する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

[「なし」の声]

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論を省略し採決したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

○議長（難波武志君）

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第34号、押印の見直しに伴う関係条例の整備等に関する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第6、議案第35号、吉備中央町証明等手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論を省略し採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（難波武志君）

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第35号、吉備中央町証明等手数料条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第7、議案第36号、吉備中央町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論を省略し採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（難波武志君）

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第36号、吉備中央町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第8、議案第37号、吉備中央町心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論を省略し採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（難波武志君）

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第37号、吉備中央町心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第9、議案第38号、吉備中央町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）



質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論を省略し採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（難波武志君）

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第38号、吉備中央町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第10、議案第39号、吉備中央町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論を省略し採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（難波武志君）

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第39号、吉備中央町介護保険条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第11、議案第40号、吉備中央町火葬場条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありますか。

11番、西山宗弘君。

○11番（西山宗弘君）

この条例の改正についての異議はありませんが、葬祭用品の処分というのはどのようになっておりますか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

小谷住民課長。

○住民課長（小谷条治君）

西山議員の質問にお答えします。

今、貸出ししております葬祭用品の処分につきましては、高梁のクリーンセンターのほうで一般廃棄物として処理できるということで確認をとっております。

以上です。

○議長（難波武志君）

御質疑ありますか。

11番、西山宗弘君。

○11番（西山宗弘君）

多分それ処分だと思ったんですけど、クリーンセンターのほうで、要するに葬祭用品というか、宗教的に関するものの廃棄が今までかつて民家の分についてはできなかったんですけど、それはできるということでしょうか。

というのが、一般的にも一般のクリーンセンターでの処分する一般ごみの中に、一般ごみといや変な、ごみにしたらおかしいんですけども、宗教的な用具についても取扱いをしていただけなかったような記憶がございますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

小谷住民課長。

○住民課長（小谷条治君）

お答えします。

クリーンセンターのほうへは確認をとりました。前例としては、高梁市の斎場のほうで2年前ですか、災害があったときにその斎場の貸出用の葬祭用品を処分したという実績があるということで、今回の吉備中央町のものも処分できるというふうに確認をいたしております。

以上です。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論を省略し採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（難波武志君）

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第40号、吉備中央町火葬場条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第12、議案第41号、吉備中央町農林業体験研修棟条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論を省略し採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（難波武志君）

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第41号、吉備中央町農林業体験研修棟条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第13、議案第42号、財産の取得につき議会の議決を求めることについてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論を省略し採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（難波武志君）

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第42号、財産の取得につき議会の議決を求めること

については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第14、議案第43号、町道路線の廃止についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論を省略し採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（難波武志君）

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第43号、町道路線の廃止については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第15、議案第44号、令和3年度吉備中央町一般会計補正予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

9番、日名義人君。

○9番（日名義人君）

ちょっと質問をさせてもらいます。ごめんなさい、手間取っております。

教育費、14ページです。ここに多様な馬の利活用取組支援業務ということで提案がされています。少しそのことに関連して質問をさせていただきます。

この行事それ自身は、私は非常に興味を持って、ぜひ実現させてほしいなど、子供が家では動物というたら犬か猫、これに対して大型の家畜どころか乗馬、めったに遭うチャンスがない、経験することがないチャンス、これを生かすということは大変意味があることだというふうに思っています。

1つ目の質問ですが、これが学校教育課程でいいますと、学校行事または教科との関係でいえば社会見学等の理科とか社会科等、どういう感じでこれが実施されるのかなということを1つ目は聞かせてもらおうと思います。

それからもう一つ、関連してになるんですが、収入のほうから見て220万円でしたか、ありますが、このお金の流れですが、もしこれが乗馬クラブからいえば訓練をするための取組だと、乗馬クラブから見りゃね。これはNPOの活動の範囲に入ると思うんです。そうすると、財源はふるさと納税の企業版で確保できるかな、それを運用しながら地域に貢献をする、間接的にと。というような発想も成り立つかなと思いつながら、財源確保の意味で、その辺りどういうふうに関連を持つかということをお聞かせ願おうと思います。これは教育委員会じゃないところに対する質問になるかもしれません。

それから、もう一つはそういう財源の流れの中で、もしも一般会計のほうから雑収入が財源になってますけれども、そうすると雑収入というのはどういう意味にとつたらいいでしょうか。少し、一定の金額ですので、しかも教育活動という公のものでですから、その辺がどういうふうに位置づけた形で財源が確保されているかを、ぜひ教えてください。

以上です。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

日名議員の御質問にお答えいたします。

まず、前半の部分につきまして、私のほうからお答えさせていただきたいと思っております。

この馬のほうに触れ合うというこの事業でございますが、これにつきましては、学校の中の、はっきりとは分かりませんが、総合的な学習の時間等々を活用しまして、当然議員おっしゃいますように、理科の授業あるいは社会科の授業等々と関連をしながら、なおかつ心の癒やしというふうなことで、精神的な面でも効果があるというふうなことで学校のほうで希望を募り、そして手を挙げたところについて、学校のほうであるいは乗馬

クラブのほうで、どちらになるかちょっとはっきりしませんけれども、これはそういう希望によってするわけですけれども、実施させていただくということにさせていただいております。

あと財源につきましては、教育委員会事務局長のほうから御説明をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（難波武志君）

石井教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石井純子君）

日名議員の財源確保についての御質問なんですが、ページ数10ページ、収入雑入のほうへ多様な馬の利活用等取組支援事業助成金ということで200万円を、これは馬事協会からの助成金ということで、ふるさと納税とは別のものです。昨年度そういう事業をするということでお話があって、先ほど申し上げましたように、手を挙げる学校のほうで馬に触れさせながら実施するということになってます。全学校ではないんですが、それこそ乗馬クラブへ行って馬と触れ合ったり、例えばポニーを学校のほうへ持ってきたりというような形で実施するようにしております。また、どのような形であるかというのも、教育委員会としても、ぜひその現場を見ながら対応していきたいと思っております。

以上です、はい。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

関連も含めて1つ2つお尋ねしたいと思います。

先ほどの10ページの雑入の中の、今局長のほうから説明がありました馬事協会さんからの200万円、それからあわせて講習会等の受講料というのが20万円上がっているわけですが、この20万円は学校側が支払うものになるのか、それとも受講する子供たちの保護者なり等々が払うようなものなのか。ちょっととそこらをもう少し詳しく教えていただきたいと思っております。

それで、あわせてこちらのほうで220万円の雑入が上がってきて、先ほどの14ページの支援業務のほうでは200万円を使うという形になりますが、その20万円の差額と

というのは事務費とかなんか、そういうものに使われるのかどうか。そこをお尋ねしたいと思います。

それともう一つ、12ページの児童福祉総務費、この中で18番の負担金補助及び交付金、低所得者子育て世帯の生活支援特別給付金、これ説明のときに独り親世帯以外の皆さんというふうな説明があったかと思うんですけども、その独り親以外という人というのはどういうくくりになるのかを、いま少し説明をしていただきたいと思います。どういう方が対象になるのか。この辺りをお願いしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山口農林課長。

○農林課長（山口文亮君）

それでは、黒田議員の講習会等の受講料の20万円ということで、これは農林課のほうの予算でございます。今現在行っております大特免許の農耕者限定の講習会に係る個人負担の費用のほうをこちらへ入れるようにさせていただいております。

○議長（難波武志君）

富士本子育て推進課長。

○子育て推進課長（富士本里美君）

黒田議員さんの御質問にお答えします。

今回の補助金については、独り親以外の世帯ということで予算は計上させていただいておりますが、独り親世帯も該当になっております。それ以外の世帯ということで、コロナの感染症の影響を受けて家計が急変したということで、去年の収入よりはぐっと下がったというような方も対象になるということです。

以上です。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

講習会免許、了解しました。

すみません、今の低所得のほうもう少しだけ、急変したというふうに今課長おっしゃられたんですけども、急変というのがどの程度の急変で、例えばその対象者の人は何をもって申請をすれば、この給付金が得られるのかというか、給付していただけるのか。その辺り



もう少しちょっと詳しくお願いします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

富士本子育て推進課長。

○子育て推進課長（富士本里美君）

申請が必要な方については、感染症の影響を受けて家計が急変しということで、令和3年度分の住民税、均等割か非課税相当の収入となった方となっております。それを判断するためには、収入とか所得の申立書をいただくようになっております。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑ありませんか。

5番、山崎誠君。

○5番（山崎 誠君）

補正予算書の13ページ、衛生費予防費なんですが、補正が三千百万何がししております。これについて財源のほうは、これぴったり19ページの国庫支出金足し上げたら合うので、1つはこのことに関しての質問ですけど、これは一般職時間外勤務手当もこの中に計算上なんか同額になっておりますので、この一般職の時間外手当も国庫で賄えるかということの確認が1つと。

それから、13ページの委託料に関して予防接種業務というのは、医師会等々ではないかと思うんですが、その予防接種業務の委託先それから予防接種受付業務の委託先について少しお知らせください。

それから、これずっと以前の答弁でもこのコロナウイルスの接種関係については全額国庫でみるということでしたけども、補正でこれは65歳以上の1回、2回を対象にした金額なんでしょうか。

この実績がもしこの補正予算書よりも少なくなかった場合、これは返納を求められるものなのか。これはこれでもう、オーバーした場合はまた再度申請すればできるものなのか。この辺りをちょっと教えてください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

山崎議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、人件費、時間外手当なんですけれども、これは国のほうが65歳以上の高齢者接種のほうの終了時期を早めるようにという指示が出たことに関連いたしまして、7月中旬に接種を終わらせるということを条件に、また追加の補助金が出るということになりました。そのために職員等が時間外をするに当たって人件費のほうを計上させていただいております。

また、委託先なんですけれども、接種に関しての委託については県医師会との契約をいたしまして、県医師会のほうにお金を支払うようになります。その後、医療機関のほうに県医師会から支払われるようになります。

また、接種についての一般の受付業務等ですが、そちらは委託先のほうに、こちらがお支払いするようになります。

また、これは現在の計算で予算計上させていただいておりますので、補助金についてはこれから実績の報告をいたしまして、その実績分が補助金等が入ってくるようになります。

以上です。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

6番、加藤高志君。

○6番（加藤高志君）

すみません、長くなりまして。

14ページ、先ほどもありました多様な馬の利活用のところで事務局費になってますけども、ちょっと純粹に質問、教えてください。多様な馬の利活用とありながらも、款項については教育費の総務費そして事務局費となっておりますけども、馬の利活用については全国的にもこういった教育に限らず医療、福祉の分野でセラピー的な動物という活用というものも多くお見受けする次第なんですけども、ここについてはあくまで今のところ教育のくりに絞っての馬の多様な利活用でしかないかと、そういう理解でよろしいんですか。それとも、今後展望的にはそういった利活用もという、そういう視野もあるという理解でよろしいんでしょうか。お願いします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

石井教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石井純子君）

当面の間は、小学校、幼稚園等々で子供たち、児童が触れ合っていたくということで教育のほうでしていきたいと思っておりますが、将来的にはその利活用というところも含めて考えていかないといけないかなとは思っております。

以上です。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

6番、加藤高志君。

○6番（加藤高志君）

ありがとうございました。分かりました。

ここに説明のところに多様な馬の利活用とありますので、ぜひ有効に、多様に運用できるような形で推進をしていただければと思います。ありがとうございます。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

関連して質問いたします。

10ページの多様な馬の利活用等取組支援事業助成金についてなんですけど、まず馬術協会からの助成金ということなんですけど、これは全国馬術協会なのか、岡山県馬術協会なのか、まず教えてください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

石井教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石井純子君）

これは全国の馬事協会からの助成金というふうになっております。

以上です。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

全国馬事協会からの助成金で200万円と、町内の学校が中学校を合わせる10ぐらい

あると思うんです、ということは1か所について約20万円ぐらいの経費でできるという計算だとすれば、会場の行く費用と実際に来ていただく費用と、やっぱり車も大きい車で来ると変わってくると思うんです。全国の馬事協会から200万円ということは、その1か所につき20万円というものが平均的なものなのか。それとも、そうじゃないのかというのは、どう把握されますでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

石井教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石井純子君）

今年度は、学校によって実施される学校と実施されない学校があります。現在のところ4つの小学校と1つの幼稚園が今手を挙げられている中で、もう実際にいつするかという予定も昨年度決めさせていただいて、実施する方向です。ただ、その200万円がどのくらいかかるかというのは、馬であったり指導料であったり、それから移送料であったり、それぞれの金額が変わってきます。ですから、その辺も含めながら、実際、実績報告をしていただくときにいろいろ金額面も検討しながら、今後実施していきたいなと思っております。

以上です。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

ということは、今年度5か所が今決まっていると、私も小さい頃にいろんな動物とちょっとまあ、私の父が北海道出身なんでいろんな馬を見たりしたことがあるんですけど、すごいいい事業で、行う場合は来年度以降もそれは継続させるという可能性はございますでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

お答えいたします。

この事業は、全国で初めて実施をされるという事業でございまして、手探りの状態で今やっております。きっと効果のある事業になるかというふうには私は、まだやっておりませんが、いろいろお話を聞く中で今思っております。

来年度もというふうなことにつきましても、やはり全国の馬事協会ですか、そちらのほうに了解もいただかなければいけませんし、今回やりまして効果的なものであれば、ぜひお願いをし、各学校に周知をし、また希望を募りたいというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論を省略し採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（難波武志君）

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第44号、令和3年度吉備中央町一般会計補正予算については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第16、議案第45号、令和3年度吉備中央町診療所特別会計補正予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論を省略し採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（難波武志君）

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第45号、令和3年度吉備中央町診療所特別会計補正予算については原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま各常任委員長、議会運営委員長及び特別委員長から閉会中の特定事件の調査についての申出があります。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（難波武志君）

異議なしと認めます。したがって、閉会中の特別事件の調査についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

暫時休憩します。

午前10時07分 休憩

午前10時08分 再開

○議長（難波武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（難波武志君）

追加日程第1、閉会中の特定事件の調査についてを議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長及び特別委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しております閉会中の特定事件の調査についての申出があります。

お諮りします。

各委員長申出のとおり、閉会中の調査にすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（難波武志君）

御異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の調査とすることに決定しました。

以上をもって本定例会に付議された事件の審議は全て終了しました。

この際、町長の御挨拶があります。

○町長（山本雅則君）

それでは、第2回の吉備中央町議会定例議会の閉会に先立ちまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には15日間という長い間、多くの議案を慎重審議を賜りましてありがとうございます。そして、今日はその全議案につきまして可決を賜り、大変うれしく思っております。今議会では多くの議員の方から新型コロナウイルスにつきましての御質問がございました。これにつきましては、出されておりました緊急事態宣言も20日の夜に解除されました。21日からはその解除の中で、また岡山県はリバウンドを起こさないような取組を行おうというようなことが言われております。そして、ワクチン接種におきましても、今吉備中央町は暫時順調に行われております。

オリンピックも開催されるようです、1万人を限度で。そのようなもろもろの中で浮き浮きする気持ちも分かりますが、ここでしっかりと気を引き締めて今後も新たな生活様式を守るんだという心構えが、私は大事だろうと思っております。いま一度しっかりと基本に戻って、マスクの着用そして手指の手洗い、消毒、3密を避けるということを我々率先してやっていきたいと思えます。また、町民の方にもその行動をとっていただきたいと切に願うところでございます。

今日は大変こう外は気持ちのいい朝でございました。本当にこれ梅雨かなというような日でございましたが、梅雨明けまでにはまだまだ日がかかります。大変こう寝るのも寝にくい、じめじめとしたというような日が続きます。ぜひ、議員の皆さんにおかれましては、体調管理には十分気をつけられてください。また、暑い夏が待っております。ぜひ皆様方健康には注意されて、この吉備中央町発展のために一緒に尽力しましょう。本日は大変ありがとうございました。

○議長（難波武志君）

これで令和3年第2回吉備中央町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

午前10時13分 閉 会